

事前評価調書

I 事業概要																																	
事業名	治山事業（水源地域整備事業）																																
地区名	きたしたらくんおよびよねむらさかうば 北設楽郡豊根村坂宇場																																
事業箇所	きたしたらくんおよびよねむらさかうば 北設楽郡豊根村坂宇場 地内																																
事業のあらまし	当地区は近年の豪雨等により溪流の荒廃が進行し溪岸の侵食に端を発した荒廃森林や、林内の表土が流亡し森林の荒廃化が進行する等の被害が発生している現状である。重要な水源地域である当地区の水源涵養機能の向上を図り、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃溪流には谷止工を施工し、荒廃森林については本数調整伐により下層木の侵入を図り、機能強化を図る。																																
事業目標	【達成（主要）目標】 谷止工 17 個を設置し、荒廃溪流の保全を図る。 89.2ha の保安林において本数調整伐を行い水源涵養機能の向上を図る。																																
事業費	事業費		内訳																														
	408 百万円		■工事費 408 百万円																														
事業期間	採択予定年度	2019 年度	着工予定年度	2020 年度	完成予定年度	2024 年度																											
事業内容	谷止工 17 個 本数調整伐 89.2ha																																
II 評価																																	
①事業の必要性	1) 必要性	当地域は、簡易水道の水源地となっており下流域の天竜川水系を利用する地域にとっても重要な水源地である。しかし、溪流や森林の荒廃が進行することにより、水源涵養機能の低下が懸念されるため治山事業の実施が必要である。 また、費用便益分析マニュアルに基づき算定したB/Cは 19.28 で 1.0 を越えており効果が期待できる。																															
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 水資源、良質な生活用水等の確保を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。																														
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="5" style="text-align: left;">●—————●</td> </tr> <tr> <td>工事（谷止工・本数調整伐）</td> <td colspan="5" style="text-align: left;">●—————●</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td colspan="5">408</td> </tr> </tbody> </table>							2020	2021	2022	2023	2024	工種区分	調査・設計	●—————●					工事（谷止工・本数調整伐）	●—————●					事業費（百万円）		408				
			2020	2021	2022	2023	2024																										
	工種区分	調査・設計	●—————●																														
		工事（谷止工・本数調整伐）	●—————●																														
事業費（百万円）		408																															
2) 地元の合意形成	地元説明会にて合意済み																																
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																															

		<p>【理由】 事業計画に無理がなく、地元の合意もあるため、事業の実効性が期待できる。</p>
<p>Ⅲ 対応方針</p>		
<p>事業実施が妥当である。</p>	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>	
<p>Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容</p>		
<p> <input checked="" type="checkbox"/>対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 事業実施後の山腹及び溪流の状況から事業効果を評価する。 </p>		

